

## 第5章 環境影響評価準備書のうち、事後調査計画に対する住民意見の概要及び知事の意見と事業者の見解

### 第1節 環境影響評価準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

本事業に係る環境影響評価準備書は、平成25年5月7日から6月6日までの期間、縦覧に付され、同年5月7日から6月20日まで、環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

提出された意見書は151通であり、このうち事後調査計画に係る意見と、それに対する都市計画決定権者の見解は、表5.1-1に示すとおりである。

表5.1-1(1) 事後調査計画に係る準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音	近接した人家に対し、騒音被害を与える恐れがある。	<p>施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、準備書p.5.2-44に示すとおりであり、対象事業実施区域の敷地境界上の最大となる地点で昼間(8:00~19:00)50デシベル、朝、夕、夜間では42デシベルであり、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に準拠して設定した評価の指標を満足します。</p> <p>また、供用開始後には、事後調査を実施し、当該施設の稼働による騒音が評価の指標を遵守できているか否かを調査します。</p> <p>⇒騒音に係る事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。</p>
悪臭	埋設廃棄物の掘削・除去に伴う悪臭調査は、「対象事業実施区域の敷地境界」だけで実施されることになっている。なぜ、近くの民家や団地などへの影響を評価しないのか。掘削中に致死性の有害ガスが出ないという理由は何処にもない。	<p>悪臭防止法においては、規制基準は敷地境界で適用されていることに倣い、埋設廃棄物対策等工事中の調査においては、対象事業実施区域の敷地境界で行うこととしました。近隣の民家や団地は、敷地境界よりも遠方にあり、臭気の拡散・希釈が図られるため、敷地境界で評価することは適切であると考えます。</p> <p>なお、埋設廃棄物の掘削・除去に伴い、メタン、硫化水素の発生が想定されますが、埋設廃棄物の掘削・除去は密閉された仮設テント内で行うこと、仮設テント内の排気に際しては脱臭装置を通過させ、脱臭処理してから排気することから、発生ガスによる周辺的生活環境への影響は少ないと考えております。</p> <p>⇒悪臭に係る事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。</p>

表 5.1-1(2) 事後調査計画に係る準備書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
景観	<p>景観写真は遠景の写真ばかりです。最も近い住居からの景観を評価してください。周辺住民に圧迫感を与えない施設にしてください。</p>	<p>景観の眺望点（視点場）については、環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえ、町谷集落を含む近景の地点として、「鹿ノ子池公園グランド」、「町谷地区・新谷地区境界付近」、「町谷公園」の3点を選定しました。</p> <p>眺望景観の予測地点（フォトモンタージュの作成地点）としては、近景地点の中から、視野の広がりや景観資源との位置関係を踏まえ、本施設の全景を見渡せる「町谷地区・新谷地区境界付近」を選定しました。</p> <p>本施設は、現今治クリーンセンターよりも若干標高の高い丘陵上に立地し、眺望景観に変化を与えると予測しております。追加的に講じる措置として、p. 5. 11-21 に示すとおり、建屋のボリューム感の低減、建屋の色彩、配色、外壁部材の質感（テクスチャー）の工夫を挙げており、今後、特定される事業者の提案を踏まえ、周辺の住民の皆様の視点から、圧迫感をできるだけ減じられるよう努めてまいります。</p> <p>⇒景観に係る事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。</p>
環境影響評価全般	<p>本事業はDBO方式により実施し、今後、決定される民間事業者の実施設計により、施設の配置、建物の規模、排出諸元等が現段階での設定と異なることが考えられるとあるが、これでは民間事業者の都合のよい施設になる。また、施設の稼働に係る大気質、騒音、振動、悪臭について事後調査し予測との整合性を検討するとあるが、自由度の高い、この方式では整合性がとれなくなるのではないかとれない場合はどう対処するのか。</p>	<p>本環境影響評価は、将来的に事業者を構成する可能性があるプラントメーカー等への参考見積徴集、ヒアリング等に基づき施設諸元を設定し、予測条件の蓋然性を高めておりますが、今後、特定された事業者による最終的な設計内容との間に若干の差異が生じることは否めません。</p> <p>この差異は、事業者が特定され、実施設計が進み、施設の設置届に添付される生活環境影響調査書において整合を図るとともに、最終的には事後調査において、整合性を検討することとなりますが、特定事業者を公募する入札公告に際して公表される要求水準書において、求められる施設の能力や仕様、遵守しなければならない公害防止基準等を明らかにしており、応募する特定事業者は、これらの条件を満たすことから、事後調査等において整合が図れなくなるようなことは生じないと考えております。</p> <p>⇒施設の稼働に係る大気質、騒音、振動、悪臭の事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。</p>

## 第2節 準備書に対する知事意見と都市計画決定権者の見解

愛媛県知事から送付を受けた環境影響評価準備書に対する知事意見のうち事後調査計画に係る意見と、それに対する都市計画決定権者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1(1) 事後調査計画に係る知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
事業計画	環境影響評価書（以下「評価書」という。）においては、施設の全体配置図だけではなく、燃焼設備、排ガス処理設備、余熱利用設備及び排水処理設備など、可燃ごみ処理施設における個々の主要設備の配置図について、それらの断面図も併せて、一例として示すこと。	可燃ごみ処理施設における個々の主要設備の配置図及び断面図を評価書 p. 2-19～p. 2-20 に示しました。 なお、本事業はDBO方式により実施することから、民間企業の提案により、例示した施設及び主要設備の配置等に変更が生じる場合があります。  ⇒民間企業の提案を踏まえた施設全体配置、各階平面図、主要断面図を「第2章 事業の概要」に記載した。
景観	ごみを資源として捉える今日、施設の必然性と重要性の再認識のもとでは、最新設備の導入といった技術論に加え、施設景観の社会的調和が極めて重要視されることから、建屋の外観について、巨大な施設の立地による眺望の違和感が極力抑制されるよう、細部にわたり検討を重ね、今治モデルの3本柱の一つとして挙げられた「地域を守り市民に親しまれる施設」の実現に向け、誰もが親しみを感じて訪れる憩いと交流の場となるような施設整備に努めること。	本施設については、特に近景での眺望景観に影響を与えると予想されます。施設の建屋の外観については、今後は、特定された民間事業者とともに、評価書 p. 5. 11-21 に追加的に講じる措置として掲げた建屋高さの低下、施設配置の工夫によるボリューム感の低減、色彩、配色、外部素材の質感への工夫による周辺景観との調和を実現するため、細部にわたり検討を重ねてまいります。 また、たくさんの市民に親しまれる施設とすることが、眺望への違和感を減じる手段ともなりうることから、憩いと交流の場の機能を高めるよう、今後とも検討してまいります。  ⇒景観に係る事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。
文化財	事業実施区域のうち、埋蔵文化財の試掘調査が終了していない東側の範囲については、今治市教育委員会と協議し、事業着手前に試掘調査を実施し、新たに埋蔵文化財が発見された場合には、同教育委員会と協議し、適切に対応すること。	今治市教育委員会とは継続的に協議を積み重ねており、事業着手前までに残り部分の試掘調査箇所を選定し、試掘を実施するとともに、施工時に埋蔵文化財が出土した場合には、工事を一時中断するなどして、埋蔵文化財の発掘、記録保存を行います。  ⇒文化財に係る事後調査計画を「第4章 事後調査計画」に、事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に記載した。

表 5.2-1(2) 事後調査計画に係る知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
廃棄物等	<p>埋設廃棄物の掘削完了後の地下水調査について、掘削完了後には5項目が調査される一方、埋戻完了後は、必要に応じて3項目が調査される計画であるが、土壤汚染対策法に基づき、埋戻完了後に必要な項目について、調査すること。</p>	<p>地下水調査については、掘削完了後及び埋戻完了後に実施します。</p> <p>水銀、ほう素を地下水調査項目にしない理由については、事前の埋設廃棄物調査において、上記2項目が土壤汚染対策法の指定基準値未満であることを確認しているため、掘削除去措置の完了のための調査の項目に該当しないことによります。ただし、詳細調査によって、水銀、ほう素が指定基準値を超過する場合は、3項目に加え、指定基準値を超過した項目の調査を実施します。</p> <p>なお、調査項目等については、今後の土壤汚染対策法に基づく愛媛県との協議により、決定します。</p> <p>⇒地下水調査に係る事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。</p>
廃棄物等	<p>評価書において、埋設廃棄物の掘削除去に係る工事中及び工事完了後の地下水モニタリングの結果、環境基準を超過する等、異常が認められた場合の措置について明らかにすること。</p>	<p>埋設廃棄物の掘削・除去に伴い、地下水汚染が確認された場合には、同工事との関連性を評価する目的から、観測頻度を多くし、濃度変動傾向を確認します。また、地下水汚染が確認された物質の埋設廃棄物中の含有量測定や、掘削範囲の土壤分析を実施するなどして、同工事との因果関係を確認します。</p> <p>なお、同工事との因果関係の可能性が高いと判断された場合は、別途、揚水井戸を設置し、地下水揚水対策等の汚染拡散防止対策を実施します。</p> <p>以上の内容を、埋設廃棄物の掘削・除去に伴う地下水への影響を回避・低減させるための追加的に講じる環境保全措置として、評価書 p.5.6-24 に記載しました。</p> <p>⇒地下水調査に係る事後調査結果を「第6章 事後調査の結果」に、同じく環境保全措置の実施状況を「第7章 環境保全措置の実施状況」に記載した。</p>